

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、金倉川西地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）金倉川西地区）を行うことについて令和7年12月5日認可した。

令和7年12月12日

香川県知事 池 豊 人